

紀の川市 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）

認定区分	対象事業	事業概要	対象年齢	平成25年度 現状（見込み）		単位	ニーズ量（調査結果からの利用意向）					
							H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
1	1号	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	以下の事業を認定区分ごとに整理したもの ■施設型給付 ・認定こども園	3～5歳	公立 0園 私立 3園 定員 425人	在所園児 172人	人/年	168	169	163	156	152
	2	2号	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳			人/年	73	73	70	68	66
保育認定②（認定こども園及び保育所）			3～5歳	公立 11園 私立 5園 定員 2,269人	在所児 1,271人	人/年	985	990	955	917	892	
3	3号	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	■地域型保育給付 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	0歳	公立 11園 私立 5園 定員 2,269人	在所児 26人	人/年	171	167	163	158	155
				1・2歳		在所児 410人	人/年	534	520	508	494	481
4	延長保育事業	保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。	0～5歳	15か所	404人	人/年	789	781	758	732	713	
5	放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。	1～3年生	10か所	365人	人	670	657	653	656	659	
			4～6年生	10か所	75人	人	420	415	422	423	414	
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。 【夜間養護等（トワイライト）事業】 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。	0～18歳	ショートステイ 8か所 トワイライトステイ 8か所	24人日/年	人日/年	26	26	25	25	24	
7	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。	0～2歳	ひろば型 7か所 センター型 2か所	976人回/月	人回/月	1,986	1,933	1,887	1,834	1,790	
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。	3～5歳	3か所	8,588人日/年	人日/年	2,757	2,770	2,672	2,567	2,497	
			0～5歳	14か所	48人日/年	人日/年	14,577	14,645	14,128	13,571	13,200	
9	病児保育事業	発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関において保育を行う。	0～5歳 1～6年生	0か所	0人日/年	人日/年	2,019	1,999	1,939	1,873	1,824	
10	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。	0～5歳	1か所	—	人日/年	—	—	—	—	—	
			1～3年生		42人日/年	人日/年	0	0	0	0	0	
			4～6年生		0人日/年	人日/年	0	0	0	0	0	
11	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。	0～5歳 1～6年生	—	—	●か所						

見込み量の設定に対する考え方

	認定区分	対象事業	国の参酌標準 (子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)より)	市の見込み量の算定の方向性
1	1号	教育標準時間認定(認定こども園および幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	以下の事業を認定区分ごとに整理したもの ■1号認定 満三歳以上の小学校就学前子どもの数から法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。 ■2号、3号認定 認定区分ごとに、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。)を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。	
2	2号	保育認定①(幼稚園) <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>		
3	3号	保育認定②(認定こども園及び保育所) 保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)		
4		延長保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	
5		放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。	
6		子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)	利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	
7		地域子育て支援拠点事業	利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	
8		一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を利用した日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。))を含む。)の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	
9		病児保育事業	以下のいずれかの方法で設定すること。 一 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。二 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	
10		ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。)の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	
11		利用者支援事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。	